

諏訪市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

令和 8 年 9 月 16 日

諏訪市長 金子 ゆかり

諏訪市訓令第 4 号

諏訪市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策要綱の一部を改正する
要綱

諏訪市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策要綱（平成 27 年諏訪市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「及び個人番号カード」を「、個人番号カード、特定在留カード及び特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 16 日から施行する。